

## 最先端研究開発支援プログラムの運用について（改訂案）

平成 21 年 12 月 3 日  
平成 23 年 月 日改訂  
総合科学技術会議

平成 21 年度第 1 次補正予算の執行の見直しにより最先端研究開発支援プログラム（以下「本プログラム」という。）に係る予算額が 150 億円に減額された（平成 21 年 10 月 16 日閣議決定）。

そのうち 1000 億円を平成 21 年 9 月 4 日の総合科学技術会議において既に決定した 30 の研究課題に配分し、残りの 500 億円を若手研究等の新たな支援策に充てることとする。これに伴い、本プログラムの今後の運用を以下のとおりとする。

1. 今後の本プログラムの具体的な運用のうち平成 21 年 9 月 4 日の総合科学技術会議において既に決定した 30 の研究課題に係るものについては、科学技術政策担当大臣、科学技術政策を担当する内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官（なお、内閣官房副長官が内閣府の事務のうち科学技術政策に参画する場合、当該内閣官房副長官を含む。）、並びに総合科学技術会議の議員のうち内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 29 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる者による最先端研究開発支援推進会議（以下「推進会議」という。）により行い、状況を適宜総合科学技術会議に報告するものとする。
2. 本プログラムの運用に関して最先端研究開発支援会議及び同ワーキングチームにおいて従前決定された 30 の研究課題に係る各文書の内容については、上記 1. の推進会議により変更することができるものとする。
3. 「最先端研究開発支援プログラム運用基本方針」（平成 21 年 6 月 19 日総合科学技術会議）の 2.（2）①から③にかかわらず、公募を経ずに、中心研究者が研究支援担当機関を指名することができるものとする。ただし、この場合においては、目標とする研究成果、予算総額、予算の年次計画等の詳細な研究計画を当該機関が中心研究者と相談の上策定することとする。
4. 500 億円を充てて実施する若手研究等の新たな支援策の運用に関する基本方針については、総合科学技術会議が別に定めるものとする。